

《核・原子力》

<問題1>

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の1の項における「使用」の解釈は、役務通達で規定されている「使用」の解釈より広い。
- B 外為令別表の2の項及び貨物等省令第15条における「使用」は、役務通達で規定されている「使用」と同じ解釈である。
- C 輸出令別表第1の2の項及び貨物等省令第1条における「使用」は、役務通達で規定されている「使用」と同じ解釈である。
- D 外為令別表の2の項（2）では、「数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの」と規定されている。したがって、外為令別表の2の項（2）でいう「数値制御装置」は、輸出令別表第1の2の項に該当する数値制御装置である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題2>

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項（1）、貨物等省令第1条第一号に該当するウランは、NSGのガイドラインPart 1に基づく規制である。
 - B 輸出令別表第1の2の項（35）、貨物等省令第1条第四十号に該当する真空ポンプは、NSGのガイドラインPart 1に基づく規制である。
 - C 輸出令別表第1の2の項（12）1、貨物等省令第1条第十四号に該当するNC工作機械は、NSGのガイドラインPart 2に基づく規制である。
 - D 輸出令別表第1の2の項（16）、貨物等省令第1条第二十一号に該当する振動試験装置は、核不拡散条約（NPT）に基づく規制である。
-
- 1. 0個
 - 2. 1個
 - 3. 2個
 - 4. 3個
 - 5. 4個

《航空宇宙・レーダー・航法・センサー・レーザー》

<問題3>

アイソスタチックプレスについて、AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の4の項（13）に該当するアイソスタチックプレスは、輸出令別表第1の2の項（14）にも該当する。
 - B 輸出令別表第1の2の項（14）に該当するアイソスタチックプレスの専用部分品は、輸出令別表第1の4の項（13）に該当しない。
 - C 輸出令別表第1の4の項（13）に該当するアイソスタチックプレスの専用の制御装置は、輸出令別表第1の6の項（4）に該当しない。
 - D 輸出令別表第1の2の項（14）に該当するアイソスタチックプレスの専用の制御装置は、輸出令別表第1の6の項（4）にも該当する。
-
- 1. 0個
 - 2. 1個
 - 3. 2個
 - 4. 3個
 - 5. 4個

(参考条文・抜粋)

※輸出令別表第1の2の項(14)

アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置(4の項の中欄に掲げるものを除く。)

※貨物等省令第1条第十九号

十九 アイソスタチックプレスであって、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくは当該アイソスタチックプレスに用いることができるよう設計した型

イ 最大圧力が69メガパスカル以上のもの

ロ 中空室の内径が152ミリメートルを超えるもの

※輸出令別表第1の4の項(13)

アイソスタチックプレス又はその制御装置

※貨物等省令第3条第十四号

十四 アイソスタチックプレスであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその制御装置

イ 最大圧力が69メガパスカル以上のもの

ロ 中空室内の温度制御ができるもの(中空室内の温度が600度以上の場合に限る。)

ハ 中空室の内径が254ミリメートル以上のもの

※輸出令別表第1の6の項

次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

※輸出令別表第1の6の項(4)

アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)

※貨物等省令第5条第六号

六 アイソスタチックプレスであつて、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ 内径が406ミリメートル以上の中空室を有するものであつて、中空室内の温度制御ができるもの

ロ 次のいずれかに該当するもの

(一)最大圧力が207メガパスカルを超えるもの

(二)中空室内の温度を1, 500度を超える温度に制御することができるもの

(三)炭化水素の注入のための装置及びガス状分解生成物を除去するための装置を有するもの

<問題4>

運用通達及び役務通達の用語の解釈について、AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第3条に掲げる貨物のうち、「医療用に設計された装置に組み込まれたもの」は、全て貨物等省令第3条に掲げる貨物から除かれる。
- B 貨物等省令第16条に掲げる技術のうち、「医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム」は、全て貨物等省令第16条に掲げる技術から除かれる。
- C 貨物等省令第9条に掲げる貨物のうち、「医療用に設計された装置に組み込まれたもの」は、全て貨物等省令第9条に掲げる貨物から除かれる。
- D 貨物等省令第22条に掲げる技術のうち、「医療用に設計された装置に組み込まれた技術」は、全て貨物等省令第22条に掲げる技術から除かれる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題5>

輸出令別表第1の2の項（31）、貨物等省令第1条第三十六号について、AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第1条第三十六号イに該当する銅レーザー発振器の専用の工具は、同条同号に該当する。
- B 貨物等省令第1条第三十六号ロに該当するアルゴンイオンレーザー発振器の専用の固定用ボルト・ナットは、同条同号に該当する。
- C 貨物等省令第1条第三十六号ハに該当する二酸化炭素レーザー発振器であっても、「産業用」の場合は、同条同号の規制対象外となる。
- D 貨物等省令第1条第三十六号ロに該当するアルゴンイオンレーザー発振器であっても、「産業用」の場合は、同条同号の規制対象外となる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

(参考条文・抜粋)

※輸出令別表第1の2の項(31)、貨物等省令第1条第三十六号

- 三十六 ガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
- イ 500ナノメートル超600ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した金属蒸気レーザー発振器(銅レーザー発振器に限る。)であって、平均出力が30ワット以上のもの
 - ロ 400ナノメートル超515ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアルゴンイオンレーザー発振器であって、平均出力が40ワットを超えるもの
 - ハ 9,000ナノメートル超11,000ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した二酸化炭素レーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの
 - (一) パルス繰返し周波数が250ヘルツを超えるもの
 - (二) 平均出力が500ワットを超えるもの
 - (三) パルス幅が200ナノ秒未満のもの
- (以下略)

※運用通達 2の項・抜粋

レーザー 発振器	輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。	
	ラマンレーザー発振器の励起用のレーザー光源として使用されるもの、レーザー増幅器及び光周波数変換器を含む。	
二酸化炭素レーザー発振器		産業用の二酸化炭素レーザー発振器を除く。
一酸化炭素レーザー発振器		産業用の一酸化炭素レーザー発振器を除く。

<問題6>

(A) から (C) までにあてはまる適切な用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(質問) 輸出しようとする貨物に当該化学物質がどれだけ含まれているか分からぬ場合はどうすればよいのでしょうか。

(回答) 該非判定書の確認は、通常の商習慣においてやりとりされる情報（SDSやカタログ等）に基づいて実施していただくことになります。当該貨物に含まれるSDS等に記載のない成分が1の項（3）、（13）、2の項（3）、若しくは4の項（6）のいずれにも該当せず、また、混合先の他の貨物の価格の10%を（A）場合は該当とはなりません。しかし、この条件に当てはまらないことが懸念される場合は、当該成分について（B）に問い合わせるなどして、情報を入手してください。なお、当該貨物中に営業上の秘密による非開示成分を含む場合などの、輸出者自身では確認ができない場合は、（B）へ正しく該非判定が行われているかを聴取し、その情報を元に確認するようしてください。該非判定書の誤りが原因で違反となつた場合は、該非判定書を作成した（B）にも（C）の規定に基づき、関係人として説明を求めたり再発防止を求めたりすることがあります。

1. (A) 超えない (B) 製造者等 (C) 輸出令第10条
2. (A) 超える (B) 製造者等 (C) 輸出令第10条
3. (A) 超える (B) 通関士等 (C) 輸出令第11条
4. (A) 超えない (B) 製造者等 (C) 輸出令第11条
5. (A) 超える (B) 通関士等 (C) 輸出令第14条

<問題7>

小型船舶等に搭載可能な個体化送信器を使用した航海用二次元レーダーの主な仕様を表1に示している。当該レーダーに関する該非判定について、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

表1 航海用二次元レーダーの主な仕様

番号	項目	内容
1	送信周波数帯	Sバンド
2	送信器	個体化送信器
3	送信出力	250W (ピーク電力)
4	周波数ホッピング	なし
5	パルス圧縮比	150
6	圧縮パルス幅	40ナノ秒
7	空中線	長さ8フィート (単一)
8	空中線回転数	24 RPM (機械式回転)

- A 当該レーダーは周波数ホッピング能力を有していないため貨物等省令第9条第十三号ル(二)の除外規定により非該当である
- B 当該レーダーは、圧縮パルス幅の仕様が40ナノ秒であり、200ナノ秒未満にあたるため貨物等省令第9条第十三号ル(二)に該当する
- C 当該レーダーはパルス圧縮比が150、送信出力が250Wであるため除外規定により、貨物等省令第9条第十三号ル(二)に該当しない
- D 当該レーダーはパルス圧縮比が150のため貨物等省令第9条第十三号ル(一)に該当しない
- E 当該レーダーの番号3から8に示される仕様が貨物等省令の除外規定を満足するため貨物等省令第9条第十三号ル(二)に該当しない

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

(参考条文・抜粋)※貨物等省令第9条第十三号ル

十三 レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品(レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。)を除く。)

イ～ヌ(省略)

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

- (一)パルス圧縮比が150を超えるもの
- (二)圧縮パルス幅が200ナノ秒未満のもの(航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の1から5までの全てに該当するものを除く。)
 - 1 パルス圧縮比が150以下のもの
 - 2 圧縮パルス幅が30ナノ秒を超えるもの
 - 3 単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの
 - 4 ピーク出力が250ワット以下のもの
 - 5 周波数ホッピング能力を有していないもの

《化学製剤原料》

<問題8>

輸出令別表第1の3の項（1）及び外為令別表の3の項（1）に関して、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第一号イロにジプロピルアミンが追加になったが、これはCWC（化学兵器禁止条約）による追加ではなく、AG（オーストラリア・グループ）による追加である。
- B 輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第一号では「軍用の化学製剤の原料となる物質」が規制されている。
- C 外為令別表の3の項（1）の「使用」の解釈は、「操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。」となっている。
- D 輸出令別表第1の3の項（1）は、「軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質」を規制しているので、非常に危険な物質であることから除外規定はない。
- E 輸出令別表第1の3の項（1）で規制されている物質は、除外上限数値の記載がない物質、除外上限数値が1%、除外上限数値が10%、除外上限数値が30%の物質である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

※除外上限数値=たとえば、貨物等省令第2条第1項第一号では、「軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の30パーセントを超えるもの」と規定されているので、除外上限数値は30%となる。

《化学兵器製造》

<問題9>

輸出令別表第1の3の項（2）6、貨物等省令第2条第2項第六号で規制されているかくはん機又はその部分品の該非判定について、AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 内面全てが、ガラスライニングされているアルコール製造用の貯蔵容器に取り付けられているガラスライニングされているかくはん機は、輸出令別表第1の3の項（2）に該当する反応器用に設計されていない場合であっても、その反応器に使用することが出来るとみなし、該当と判定する。
- B かくはん機が設置されている反応器であれば全て該当と判定する。
- C 内容物が接触する全ての部分がふつ素重合体で被覆された内容積5立法メートルの反応器で、内容物と接触する全ての部分がガラスライニングされている反応器に用いるように設計されたかくはん機が取り付けられているものは、反応器及びかくはん機それぞれを該当と判定する。
- D 輸出令別表第1の3の2の項（2）2、貨物等省令第2条の2第2項第二号イに該当する使い捨て式以外の発酵槽に用いるように設計されたかくはん機は、貨物等省令第2条の2第2項第二号イには該当しないが、生物兵器製造装置という重要なリスト規制貨物の性能を發揮するための重要な附属装置であるので、貨物等省令第2条第2項第六号で規制されているかくはん機とみなし、該当と判定する。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

(参考条文・抜粋)

※貨物省令第2条第2項第六号

かくはん機であって、第一号に該当するものに用いるように設計されたもの又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード若しくはシャフトのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

- イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
- ロ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
- ハ ふつ素重合体
- ニ ガラス
- ホ タンタル又はタンタル合金
- ヘ チタン又はチタン合金
- ト ジルコニウム又はジルコニウム合金
- チ ニオブ又はニオブ合金

※貨物省令第2条の2第2項第二号

発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

- イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (一) 内容積が20リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの
 - (二) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの
 - (三) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための2以上のパラメーターを同時に監視及び制御することができるもの

※運用通達 3の項・抜粋

内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質(混合物を含む。)をいう。
内容物と接触する全ての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分(ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。)以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
ふつ素重合体	ふつ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふつ素重合体(ゴム状のものを含む。)をいう。
タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。

《生物兵器製造》

<問題10>

輸出令別表第1の3の2の項(2)、貨物等省令第2条の2第2項の該非判定について、AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項(2)1、貨物等省令第2条の2第2項第一号に該当する陽圧防護服型の「物理的封じ込めのレベルがBL4の装置(施設)」の内部に「クラスターII 安全キャビネット」を設置し使用されるが、この「クラスターII 安全キャビネット」はリスト規制に非該当である。
- B 輸出令別表第1の3の2の項(2)2、貨物等省令第2条の2第2項第二号イに該当する「発酵槽」には、発酵槽内部の大きさに関わる規制仕様がある。該非判定のために当該「発酵槽」実機のカタログを確認したら“槽内部の物理的な大きさを表す内容積値”と“実際に槽内で培養できる量を表す容量値”と2つの仕様が記載されていた。この「発酵槽」の該非判定を行う場合には、後者の数値を用いる。
- C 使い捨てのろ過部品を用いた「クロスフローろ過装置」は、当該装置の有効ろ過面積が1m²以上のものであれば、規制対象から除外されている「逆浸透膜を用いたもの」若しくは「血液の浄化を行うために設計したもの」を除き、当該装置が定置した状態で内部の滅菌又は殺菌が可能なものか否かに関わらず輸出令別表第1の3の2の項(2)4、貨物等省令第2条の2第2項第四号に該当となる。
- D 海外事業所で製造している凍結乾燥器の有する製造能力が貨物等省令第2条の2第2項第五号のイを満たさないために輸出令別表第1の3の2の項(2)5に非該当である。しかし、海外事業所に提供する技術は“装置内部の滅菌”を実機で実現できるようにするために必要不可欠の装置設計・製造に関わる技術であって、外為令別表の3の2の項(2)、貨物等省令第15条の3に該当し、より大きな製造能力を有する凍結乾燥器の設計・製造にも必要不可欠として共通的に用いられるものである。したがって、当該技術を該当と判定し、提供する前には、役務取引許可申請をすることが必要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

《先端材料》

＜問題11＞

AからDまでのうち、外為令別表の5の項について、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(参考条文・抜粋) 外為令別表の5の項

	(X)	(Y)
5	<p>(1)輸出令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(2)輸出令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の使用に係 る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(3)セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術 であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び15の項の 中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(4)ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計 又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(5)ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物 の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定め るもの</p> <p>(6)削除</p> <p>(7)複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定 めるもの(4の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(8)電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子の使用に 係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(4の項の中 欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域

- A (X)には、「技術」が入り、(Y)には、「外国」が入る。
- B 外為令別表の5の項（3）から（8）までは、輸出令別表第1の5の項
の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であり、いわゆる
「はみ出し技術」である。
- C 外為令別表の4の項に該当する複合材料の設計に係る技術は、外為令別
表の5の項（7）に該当しない。
- D 外為令別表の5の項（1）に該当する設計に係る技術は、外為令別表の
16の項にも該当する。

1. 0個

2. 1 個

3. 2 個

4. 3 個

5. 4 個

<問題12>

輸出令別表第1の2の項（17）、貨物等省令第1条第二十二号に関して、AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 鍛造したアルミニウム合金であって、引張強さが20度の温度において460メガパスカル以上となるもののうち、外径が90ミリメートルを超える円筒形のものは、貨物等省令第1条第二十二号に該当する。
- B 鍛造したマルエージング鋼であって、引張強さが20度の温度において1,950メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が70ミリメートルのものは、貨物等省令第1条第二十二号に該当する。
- C 鍛造していないアルミニウム合金であって、引張強さが20度の温度において460メガパスカル以上となるもののうち、外径が90ミリメートルを超える円筒形のものは、貨物等省令第1条第二十二号に該当しない。
- D 鍛造していないチタン合金であって、引張強さが20度の温度において900メガパスカル以上となるもののうち、外径が80ミリメートルを超える棒は、貨物等省令第1条第二十二号に該当する。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

(参考条文・抜粋)

※貨物等省令第1条第二十二号

二十二 ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの

イ アルミニウム合金(鍛造したものを含む。)であって、引張強さが20度の温度において460メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの

ロ (略)

ハ マルエージング鋼であって、引張強さが20度の温度において1,950メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が75ミリメートルを超えるもの

ニ チタン合金(鍛造したものを含む。)であって、引張強さが20度の温度において900メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの

<問題13>

輸出令別表第1の5の項(5), 貨物等省令第4条第五号に関して、AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A コンタミネーションを防止するように特に設計した「合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置」でない場合、貨物等省令第4条第五号に該当しない。
- B 第七号ハ(二)1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計した「合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置」でない場合、貨物等省令第4条第五号に該当しない。
- C コンタミネーションを防止するように特に設計し、かつ、第七号ハ(二)1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計した「合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置」は、貨物等省令第4条第五号に該当する。
- D コンタミネーションを防止するように特に設計し、かつ、第七号ハ(二)1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計した「合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置」用に開発した専用集積回路単体は、貨物等省令第4条第五号に該当する。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

(参考条文・抜粋)

※貨物等省令第4条第五号

- 五 合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの
- イ コンタミネーションを防止するように特に設計したもの
 - ロ 第七号ハ(二)1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

※貨物等省令第4条第七号ハ(二)

- 七 合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの(コーティングに使用するため特に調合したものを除く。)
- ハ 合金の粉末であって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの
(二)次のいずれかの方法によって製造したもの
- 1 真空噴霧法

- 2 ガス噴霧法
- 3 回転噴霧法
- 4 スプラットクエンチ法
- 5 メルトスピニング法及び粉化法
- 6 メルトエキストラクション法及び粉化法
- 7 機械的合金法
- 8 プラズマ噴霧法

《材料加工》

<問題 14>

以下の質問に対する回答の（A）から（D）までにあてはまる、正しい用語の組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- (質問) 輸出令別表第 1 の 4 の項（5 の 2）、貨物等省令第 3 条第六号の二にて規制対象となっているラジアル玉軸受は、単体（1 個）で使用するだけでなく、同一軸受を複数（例えば 2 個）組み合わせるなど、様々な形態で使用することがあります。そのため単体の軸受と組み合わせた軸受ではその幅寸法が変わりますが、該非判定の際は、製造段階での 1 個単位の寸法で判断すべきか、または使用時の状態の寸法で判断すべきか、どちらでしょうか。
- (回答) ここで規制されるラジアル玉軸受は、(A) B 1 5 1 4 – 1 号で定める精度が (B) 以上のもののうち、貨物等省令第 3 条第六号の二のイからハに規定されている寸法の全てに該当するものです。該非判定の際は、(C) の単体（1 個）の精度の等級及び (D) によってご判断いただければと思います。

1. (A) 国際標準化機構 (B) 1 級 (C) 使用時 (D) 寸法
2. (A) 国際標準化機構 (B) 2 級 (C) 使用時 (D) 直径
3. (A) 国際標準化機構 (B) 3 級 (C) 製造時 (D) 寸法
4. (A) 日本産業規格 (B) 2 級 (C) 製造時 (D) 寸法
5. (A) 日本産業規格 (B) 2 級 (C) 使用時 (D) 実測値

<問題15>

AからDまでのうち、2025年5月28日施行の「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」の「II 工作機械の位置決め精度等の扱い」において、「対象貨物」と規定されている工作機械はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第1条第十四号イの「旋削をすることができる工作機械」
 - B 貨物等省令第1条第十四号ロの「フライス削りをすることができる工作機械」
 - C 貨物等省令第1条第十四号ハの「研削をすることができる工作機械」
 - D 貨物等省令第1条第十四号ニの「放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械」
-
- 1. 0個
 - 2. 1個
 - 3. 2個
 - 4. 3個
 - 5. 4個

<問題16>

当社は日本国内2か所と台湾の1か所に工場を持ち、自動車部品及び各種精密機械の部品加工を行っている。最近、国内外3か所の製造拠点における事業の見直し、それに伴って一部の生産ラインの設備更新を行うこととした。具体的には7年前に新台で購入し、日本の本社工場で金属部品加工に使っていた3軸マシニングセンター（以下「MC」という。）2台を台湾の工場に移設することになった。

これらのMCはX、Y、Z軸から成る日本製3軸立形MCであり、機能・仕様は全く同じものである。購入当時において、当該MCの製造メーカー（以下、製造者と記す）では日本国内で販売した工作機械機に対してはISO230-2に基づく位置決め精度測定を行っておらず、有効な申告値も存在しない。このため直線軸の位置決め精度に係る測定と精度に関する該非判定は本社工場近郊の測定業者に依頼し、当社が輸出者となって必要な手続きをとることにした。

この場合の該非判定や輸出許可申請手続きに関する記述のうち、最も適切なものを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

1. これらのMCは全く同一の機能・仕様であり。同一部品の同一工程を担当していた。メンテナンス履歴も同じであるので。これら2台に関しては経年変化の差はないと考えられる。したがって、ISO230-2に基づく位置決め精度測定は1台についてのみ行い、得られた結果を他の1台にも適用すればよい。
2. 本件移設に際してはISO230-2に基づく精度測定を当該MC 2台に実施し、ともに非該当の結果が得られた。他の項目も含めてこれらMCは2の項及び6の項に非該当であるので、輸出管理上の経済産業省への手続きは従来通り何も行う必要はない。
3. ISO230-2に基づく精度測定の結果により精度非該當にて当該MCを輸出しようとする場合は、当該MCの製造者に必要な情報とともに当該測定結果とそれに基づく精度非該当の判定の妥当性を確認してもらわなければならない。非該当の妥当性が確認されれば非該当貨物の輸出に関する経済産業省への手続きは不要である。
4. 当該MCに関する精度測定及び精度非該当判定の妥当性が当該MCの製造者により確認された場合は、当該製造者の判断を示す資料を添えて本件精度非該当MCの輸出案件を経済産業省に届け出なければならない。この場合、届け出であるので経済産業省からの回答やアクションを待つことなく同時並行的または先行して通関手続きを進めて良い。
5. 当該MCに関する精度測定及び精度非該当判定の妥当性が当該MCの製造者により確認された場合は、当該製造者の判断を示す資料を添えて本件精度非該当MCの輸出案件を経済産業省に所定の届出書にて届け出たうえで、経済産業省の確認を得て発行される届出受理票を通関に必要な書類に添えて通関手続きを取らなければならない。

《エレクトロニクス》

<問題 17>

以下の質問に対する回答の（A）から（D）までにあてはまる、正しい用語の組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) マイコン電子炊飯器用のプログラムが書き込まれたA/D変換機能を有するマイコンの判定方法を教えてください。

(回答) 「プログラムを書き込み済みのマイコン」で、プログラムを変更出来ないものについては、（A）集積回路として判定してください。（B）集積回路に対する規制である省令第 6 条第一号の規制対象（C）ため、A/D変換機能があっても、貨物等省令第 6 条第一号イ、ロ、ホ、ワで判定する（D）。

1. (A) 専用 (B) 専用 (C) である (D) 必要があります。
2. (A) 汎用 (B) 汎用 (C) ではない (D) 必要はありません。
3. (A) 専用 (B) 汎用 (C) ではない (D) 必要はありません。
4. (A) 汎用 (B) 専用 (C) ではない (D) 必要はありません。
5. (A) 専用 (B) 汎用 (C) である (D) 必要があります。

<問題18>

以下の質問に対する回答の（A）から（D）までにあてはまる、正しい用語の組み合わせを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(質問) 輸出令別表1の7の項／貨物等省令第6条の対象となる炭化けい素などの「基板又はインゴット、ブールその他のプリフォーム」とは、どのようなものまでが含まれるのでしょうか。

(回答) 輸出令別表1の7の項／貨物等省令第6条の対象は、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウムからなる、**(A)**の**(B)**であり、インゴット、ブールをはじめ、最終的な形状である**(C)**に至るまでのあらゆる形状(**(D)**なども含まれます。)が含まれます。ただし、**(A)**の**(B)**となりえないものについてはその形状を問わず対象には含まれません。

1. (A) 半導体 (B) 材料物質 (C) LSI (D) シリコン
2. (A) 半導体素子 (B) 半導体物質 (C) 基板 (D) シリコン
3. (A) 集積回路 (B) 材料物質 (C) LSI (D) ウエハー
4. (A) 半導体 (B) 半導体物質 (C) 基板 (D) ウエハー
5. (A) 半導体素子 (B) 材料物質 (C) 基板 (D) ウエハー

<問題19>

貨物等省令第6条第五号について、(A)から(D)までにあてはまる、正しい用語の組み合わせを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(質問) 貨物等省令第6条第五号の改正により、一次セルの規制範囲が拡大されましたが、二次セルについて、従来からの取り扱いに変更はありますか。

(回答) (A)について、貨物については従来通りの取り扱いですが、技術については注意が必要です。貨物等省令による規制範囲の変更は「(B)」=「外部電源から充電できるように設計されていないもの」が対象であり、「(A)=「外部電源から充電できるように設計されているもの」についての変更はありません。(A)製品を貨物として輸出する場合は、従来通りの取り扱いとなります。他方、装置を付加する等により外部から充電できないよう設計することで、(C)の技術を用いた(D)を製造することは可能です。このため、(C)の技術であっても、当該技術が(D)の規制(※)の性能に到達するために必要な技術である場合には、リスト規制技術に該当します。従って、このような技術を海外において提供する等の取引を行う場合には許可申請が必要になります。

(※)一次セルであって、20度の温度におけるエネルギー密度及び電力密度が次のいずれかに該当するもの

- (一)エネルギー密度が550ワット時每キログラムを超えるもの
(二)エネルギー密度が50ワット時每キログラムを超えるもの

1. (A) 二次セル (B) 一次セル (C) 一次セル (D) 一次セル
2. (A) 一次セル (B) 二次セル (C) 二次セル (D) 二次セル
3. (A) 二次セル (B) 一次セル (C) 三次セル (D) 一次セル
4. (A) 一次セル (B) 二次セル (C) 二次セル (D) 一次セル
5. (A) 二次セル (B) 一次セル (C) 二次セル (D) 一次セル

<問題20>

輸出令別表第1の7の項（16）に該当する専用部分品の判定基準に関して、（A）から（E）までについて、正しいものの組合せとなっているものを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

輸出令別表第1の7の項（16）に該当する専用部分品の判定基準は、「該当の半導体製造装置に使用することを意図して設計したか」、かつ「当該装置が該当となる機能・特性に必要不可欠であるか」です。ご質問のビスや平板を曲げたカバーは、該当となる機能・特性に必要不可欠なものにあたらぬと判断できるのであれば非該当の判定になります。例えば、該当のイオン注入装置用に専用設計された部分品が、輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条第十七条ロに該当と判定されるのは、次のいずれかの機能・特性に必要不可欠のものに限られます。

(一)削除

(二)水素、重水素又はヘリウムイオンを注入する場合、ビームエネルギーが20キロ電子ボルト以上、かつ、ビーム電流が10ミリアンペア以上で作動する

(三)直接描画を行うことができる

(四)加熱された半導体材料の基板へ酸素を注入する場合、ビームエネルギーが65キロ電子ボルト以上、かつ、ビーム電流が45ミリアンペア以上で注入が可能である

(五)600度以上の温度に加熱された半導体材料の基板へシリコンを注入する場合、ビームエネルギーが20キロ電子ボルト以上、かつ、ビーム電流が10ミリアンペア以上で作動するように設計し、最適化したもの

（A）の専用部分品としては、例えば、磁気回路、ビーム加速器、高圧電源、ビーム制御回路等があります。これらは、（B）のイオン注入装置にも使用できるように設計されていても、（C）と判定されます。また、一般に、基板搬送系、真空配管、装置制御系、架台、パネル等は上記の該当となる機能・特性に必要不可欠なものにあらぬことから、

（D）と判定されます。ただし、上記（四）又は（五）に該当するイオン注入装置の部分品については、半導体材料の基板の加熱に必要不可欠な部分品（例えば、基板搬送系に含まれる基板加熱機構）は（E）と判定されます。

1. (A) 非該当 (B) 該当 (C) 該当 (D) 該当 (E) 非該当
2. (A) 非該当 (B) 該当 (C) 該当 (D) 該当 (E) 該当
3. (A) 非該当 (B) 該当 (C) 非該当 (D) 非該当 (E) 該当
4. (A) 該当 (B) 非該当 (C) 該当 (D) 非該当 (E) 非該当
5. (A) 該当 (B) 非該当 (C) 該当 (D) 非該当 (E) 該当

《コンピュータ》

<問題21>

輸出令別表第1の8の項に関するAからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A シストリックアレイコンピュータは、貨物等省令第7条第一号の電子計算機ではないので、同条同号の該非判定は不要である。
- B 光コンピュータであって、鉄道用の車両のために設計したものは、貨物等省令第7条第一号イ（耐温度設計）に該当しない。
- C 量子計算機は、デジタル電子計算機であるので、貨物等省令第7条第三号での該非判定が必要である。
- D ニューラルコンピュータであって、民間航空機のために設計したものは、貨物等省令第7条第一号ロ（耐放射線設計）に該当しない。
- E 量子計算機は、貨物等省令第7条第一号の電子計算機にあたるので、同条同号の該非判定は必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題22>

AからDまでのうち、貨物等省令第7条第三号について、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の7の項（16）に該当する半導体製造装置P（販売価額は1億円）には、加重最高性能が90実効テラ演算のデジタル電子計算機Q（購入価額は3千万円）が内蔵されている。デジタル電子計算機Qは、半導体製造装置Pを稼働するために必要不可欠である場合、半導体製造装置Pの主要な要素ではないので、デジタル電子計算機Qについて、輸出許可は不要である。
- B 輸出令別表第1の7の項（16）に該当しない半導体製造装置R（販売価額は1億円）には、加重最高性能が80実効テラ演算のデジタル電子計算機S（購入価額は5千万円）が内蔵されている。デジタル電子計算機Sは半導体製造装置Rを稼働するために必要不可欠である場合、半導体製造装置Rの主要な要素ではないので、デジタル電子計算機Sについて、輸出許可は不要である。
- C 輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置W（販売価額は1億円）には、加重最高性能が90実効テラ演算のデジタル電子計算機M（購入価額は4千万円）が内蔵されている。デジタル電子計算機Mは、暗号通信装置Wを稼働するために必要不可欠である場合、デジタル電子計算機Mについて、輸出許可は不要である。
- D 輸出令別表第1の9の項（1）に該当する通信装置Y（販売価額は1億円）には、光コンピュータZ（購入価額は5千万円）が内蔵されている。光コンピュータZは、通信装置Yを稼働するために必要不可欠である場合、光コンピュータZについて輸出許可は不要である。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

(参考条文・抜粋)

※貨物等省令第7条第三号

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ 削除

ロ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの

ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの(最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)

二 削除

ホ 削除

ヘ 削除

ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるもの

チ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素でないもの

リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの

ヌ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(5の5)までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

《通信・情報セキュリティ》

<問題23>

輸出令別表第1の9の項（7）、貨物等省令第8条第九号及び十一号の暗号装置、並びに外為令別表の9の項（1）、貨物等省令第21条第1項に関連する以下のAからEまでの説明において、正しいものがいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第8条第九号イにおいて、情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置又は部分品は規制される。
 - B 貨物等省令第8条第九号イにおいて、「データの機密性確保のための暗号機能」を有する装置が規制されている。この「機能」の解釈において「公開された又は商業用の暗号標準のみを用いた無線パーソナルエリアネットワーク機能」は当該暗号機能にあたらないとされている。
 - C 衛星航法システムからの電波を受信する装置は、暗号機能を有するため、貨物等省令第8条第九号イの判定が必要である。
 - D 貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムを搭載することにより、貨物等省令第8条第九号に規定される装置の有する機能と同等の機能を実現する場合、当該装置は貨物等省令第8条第九号に該当である。
 - E 市販暗号プログラムの規制除外が適用できる製品組込み用暗号プログラムを購入し、ある製品の専用プログラムに組み込みを行った。この専用プログラムには組込み用プログラム以外の暗号機能はないので、市販暗号プログラムの規制除外が適用できる。
1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 5個

<問題24>

輸出令別表第1の9の項で規制されている通信用の光ファイバーに関して、AからEまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から、1つ選びなさい。

- A 通信用の光ファイバーであって、長さが500メートル丁度で、引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上のものは、貨物等省令第8条第四号に該当する。
- B 貨物等省令第8条第四号は、通信用の光ファイバーのうち、マルチモードを規制から除外している。
- C 通信用の光ファイバーについては、貨物等省令第8条第四号のみを該非判定すればよい。
- D 貨物等省令第8条第四号は、通信用の光ファイバーのうち、シングルモードを規制から除外している。
- E 貨物等省令第8条第四号中の引張強さは、製造者がカタログ等において表示しているものをいう。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題25>

貨物等省令第8条第九号イ（十四）に関する説明について、以下の（A）から（D）までに入る正しい用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

貨物等省令第8条第九号イ（十四）の「（A）」に関する（B）の合意の趣旨としては、当該貨物が鉄道や航空、道路など公共交通事業、病院、電気、ガス、上下水道などのインフラ事業、郵便事業、宅配サービス、銀行業務等のために用いることを指しています。なお、警察や消防等の（C）は「（A）」に含まれません。また、（A）の携帯用電話機端末等が有する暗号機能であって、本規定により輸出許可が不要となりうるものとは、携帯電話としての（D）（電話、データ通信）に係る暗号機能の他、GPS、スマートカード、カメラ、Bluetooth、無線LAN等の付加的機能に係る暗号機能も含まれます。

1. (A) 特定の民生産業用途 (B) ワッセナー・アレンジメント
(C) 公共サービス (D) 基本的通信機能
2. (A) 一般民生産業用途 (B) N S G
(C) 公共サービス (D) 衛星通信機能
3. (A) 一般民生産業用途 (B) M T C R
(C) 国家機関 (D) 衛星通信機能
4. (A) 一般民生産業用途 (B) ワッセナー・アレンジメント
(C) 公共サービス (D) 基本的通信機能
5. (A) 特定の民生産業用途 (B) ワッセナー・アレンジメント
(C) 国家機関 (D) 基本的通信機能